

旭川市における暫定ケアプランの取扱いについて

本市において、暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項や認定結果に基づく対応などについてお知らせしておりました平成28年度の介護サービス事業者等集団指導の資料5-2「暫定ケアプランの取扱いについて」は、令和5年3月22日付け旭介保第226号により廃止済となっておりますが、現在も当該通知に関する問い合わせがあることから、改めて本市における暫定ケアプランの取扱いの考え方を整理しましたので、次のとおりお知らせいたします。

- 1 暫定ケアプランの取扱いについて
別紙のとおり

(担当)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話25-5273

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話25-6485

暫定ケアプランの取扱いについて

1 暫定ケアプランを作成する場合の例

- (1) 被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

2 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- (1) 認定結果が非該当になったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行うこと。
- (2) 要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13条第3号から第12号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行うこと。
- (3) 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成すること。なお、その場合、いずれの結果になっても給付がなされるよう、介護、予防両方の指定を受けたサービス事業所を利用することが望ましい。

3 認定結果に基づく対応

(1) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合

- ① 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たり、利用者の状態等を踏まえ、本ケアプランにおいてもサービス内容や利用回数を変更しない場合

(例1) 要支援2と見込んで暫定ケアプランを作成 → 認定結果が要支援2

(例2) 要介護2と見込んで暫定ケアプランを作成 → 認定結果が要介護2

必ずしも一連の業務のすべてについて実施する必要はない。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにすること。

また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。

なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

- ② 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容を変更する場合

(例) 要介護3と見込んで暫定ケアプランを作成

→ 認定結果が要介護3であったが、新たなサービスを追加する場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(2) 想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合①

要支援⇔要支援（ケアマネジメントの主体は介護予防支援事業所）

要介護⇔要介護（ケアマネジメントの主体は居宅介護支援事業所）

① 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容を変更しない場合

（例）要介護3と見込んで暫定ケアプランを作成

→ 認定結果が要介護2となったが、サービス内容や利用回数を変更しない場合

暫定ケアプランから本ケアプランへ移行するに当たり、一連の業務を省略することができる。この場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第1表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことで差し支えない。

② 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容を変更する場合

（例）要介護2と見込んで暫定ケアプランを作成

→ 認定結果が要介護3となり、新たなサービスを追加する場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(3) 想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合②

要支援⇄要介護

(ケアマネジメントの主体が介護予防支援事業所と居宅介護支援事業所に変更あり)

① 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容を変更しない場合

(例) 地域包括支援センターで要支援2の暫定ケアプランを作成

→ 認定結果が要介護1となったが、サービス内容と利用回数を変更しない場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所と連携を取りながら暫定ケアプランを作成し、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなして省略することができる。

ただし、あらためて利用者の状態やサービス事業所等の意見を踏まえて、ケアプランの内容を変更する必要があると判断する場合はこの限りではない。

なお、この場合において、引き継いだ居宅介護支援事業所は暫定ケアプランの始期に遡及して居宅介護支援費を算定することができる。

- ② 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容を変更する場合

(例) 地域包括支援センターで要支援2の暫定ケアプランを作成

→ 認定結果が要介護1となり、新たなサービスを追加した場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所と連携を取りながら暫定ケアプランを作成し、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなす。

ただし、居宅介護支援事業所は、認定結果が出た後、あらためて一連の業務を行うこと。

なお、この場合において、引き継いだ居宅介護支援事業所は暫定ケアプランの始期に遡及して居宅介護支援費を算定することができる。

4 居宅サービス計画作成等依頼（変更）届出書

暫定ケアプランによりサービス提供を行う場合、居宅サービス計画作成等依頼（変更）届出書は認定結果が出た後、速やかに提出を行うこと。

※ 介護給付費の請求が可能となるのは、請求する前月末までに認定結果が出ており、その同じ月の最終開庁日までに届出書の提出があった場合となりますので御注意ください。